

## 四半期報告書の提出期限延長承認のお知らせ

平成 25 年 10 月 25 日

会 社 名 : ワイ・ティール・エル・  
コーポレーション・バーハッド  
コード番号 : 1773 東証 1 部 (外国)

ワイ・ティール・エル・コーポレーション・バーハッド (以下「当社」) は、四半期報告書の提出期限につき、平成 25 年 10 月 23 日付で、関東財務局長より四半期報告書の提出期限延長の承認 (包括承認) をいただきましたことをご報告いたします。

### 1. 延長された四半期報告書の提出期限

- ・本来の提出期限 (各四半期終了後 45 日以内)
  - 第 1 四半期会計期間 (7 月 1 日から 9 月 30 日まで) の場合 : 11 月 14 日
  - 第 2 四半期会計期間 (10 月 1 日から 12 月 31 日まで) の場合 : 2 月 14 日
  - 第 3 四半期会計期間 (1 月 1 日から 3 月 31 日まで) の場合 : 5 月 15 日
- ・承認された提出期限 (各四半期終了後 90 日以内)
  - 第 1 四半期会計期間の場合 : 12 月 29 日
  - 第 2 四半期会計期間の場合 : 3 月 31 日
  - 第 3 四半期会計期間の場合 : 6 月 29 日

上記延長後の期限は、いずれも、各四半期報告書に係る四半期会計期間中に当該承認に係る下記申請の理由について消滅又は変更がなかった旨の書面を、各四半期会計期間に係る四半期報告書の提出期限までに関東財務局長に対して提出することが条件とされています。

### 2. 提出期限の承認申請の理由

当社は、本国における四半期報告書提出期限が、四半期会計期間末日から 2 ヶ月後と定められております。また、日本国内で提出すべき四半期報告書を作成するためには、本国で開示された四半期報告書を翻訳し、日本の様式に合わせた書類を作成するため、本国における開示手続完了から一定の期間が必要になることが見込まれます。そのため、当社は、予め関東財務局長に対し四半期報告書の提出期限の延長の包括承認を申請し、この度、上記のとおり承認を受けました。

### 3. 平成 26 年度第 1 四半期に係る四半期報告書について

当社は、当該四半期報告書に係る四半期会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨の書面を、上記第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書の提出期限 (平成 25 年 11 月 14 日) までに関東財務局長に対して提出する予定です。

以上